

下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会（第64回）議事要旨

（下級裁判所裁判官指名諮問委員会高松地域委員会庶務）

1 日時

令和4年3月11日（金）13：30～13：50

2 場所

高松高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員）有澤陽子、黒野功久、行田博文、山西宏紀、山本陽一（敬称略。

五十音順）

（庶務）高尾愉理高松高等裁判所事務局総務課長

（説明者）松阿彌隆高松高等裁判所事務局長

4 議題

令和4年10月から令和5年1月までの再任（判事任命）候補者に関する
情報収集について

5 議事

(1) 新任委員の紹介について

令和3年12月21日付けで山西宏紀委員が委員に任命された旨の報告
がされた。

(2) 中央の委員会の議事内容等について

庶務から、第101回及び第102回の下級裁判所裁判官指名諮問委員
会議事内容の骨子の説明がされた。

(3) 審議資料等について

ア 本日の審議資料について説明がされた。

イ 最高裁から中央の委員会に諮問された令和4年10月から令和5年1
月までの裁判官指名候補者について説明がされた。

(4) 司法修習生（第74期）の裁判官指名候補者について

次のとおり説明を行い、各委員の了承を得た。

本年4月に司法修習を終えて判事補任命を希望する者（第74期）については、特に情報収集を行う必要はないが、指名の適否に関する特段の情報が寄せられた場合には、庶務から各委員に連絡の上、指名諮問委員会に報告することとしたい。

(5) 裁判官指名候補者に関する情報収集について

ア 裁判官指名候補者については、勤務庁に対応する検察庁及び弁護士会に対し、指名候補者の名簿を提供して情報収集を行う。具体的には、上記庁会に所属する検察庁又は弁護士が指名候補者の指名の適否に関する情報を有する場合には、一定の期間、各個人から当地域委員会宛てに情報を提供してもらうこととし、その提供期限を5月25日（水）とした。

イ 検察庁及び弁護士会に対する情報収集の依頼文書の内容については、特段の修正意見はなかった。

ウ 弁護士会に対し、会員への周知に関する注意喚起文書を送ることとし、同注意喚起文書の内容について、特段の修正意見はなかった。

(6) 地域委員会に寄せられた情報の取扱いについて

ア 地域委員会が受け付けた情報は、次の委員会の期日までの間、いつでも閲覧ができるよう高裁総務課事務室にファイリングをして備え置くこととした。

イ 情報が集まってくる過程で何らかの問題が生じた場合には、委員長と委員長代理とで協議し、必要な場合には各委員に持ち回りの方式で諮り進めることとした。

6 今後の予定等

次回期日を令和4年5月31日（火）午後1時30分とした。